

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(當日が休日は、
翌日とする)

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目 次

- ◆告 示 保安林の指定の解除予定(四件)
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画事業の認可
- 建築基準法による聴聞

告 示

鳥取県告示第七百二十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年七月五日

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字那岐山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町
役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 東伯郡赤碓町大字尾張字ナキ谷三七〇の二・大字中村字本谷東柳園六
- 五三の一・字本谷奥六五四の一・六五四の二・字本谷狼谷平六五五の二
- ・六五五の四・字本谷中東平六五六の一・六五六の二(以上八筆につい

て、次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字石脇六六八の二（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び羽合町

役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字小狼谷一二三七から一二四〇まで（以上四筆について、

次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき

事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市大篠津地区福祉センター建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市大篠津町字下組頭割地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第七百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

関金町

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画公園事業六・五・一号 関金総合運動公園

三 事業施行期間

昭和六十年七月五日から昭和六十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 東伯郡関金町大字関金宿字鳥越、字鳥越山、字五反田、

字勝負谷、字勝負山、字数ノ内平及び字数ノ内地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第七百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第九項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第十項の規定により告示する。

昭和六十年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の日時及び場所

昭和六十年七月十六日 午前十時から

鳥取市吉成七三九一

鳥取市民体育館会議室

二 事案の内容

建築基準法第四十八条第七項ただし書の規定により、工業地域内における次の建築物の建築の許可をしようとするものである。

1 申請者

鳥取市尚徳町一一六

鳥取市

鳥取市長 西尾 優

2 建築物の位置

鳥取市宮長二〇〇―一他

3 建築物の用途

学校

4 工事種別

新築

5 建築物の構造

鉄筋コンクリート造三階建て

6 建築物の面積

建築面積 一五八〇・三〇平方メートル

延べ面積 三四〇〇・六二平方メートル